

公 示

北秋田市農業委員会公示第2号

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和8年6月15日

北秋田市農業委員会会長 長岐一志



記

1 農地の所在等

番号	農地の所在	地 目		面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第32条又は 第33条の該当条項等	農地の所有者等の情報
		登記	現況				
1	桂瀬字惣内悪戸59	田	田	3,081	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 柏木 伸晴
	桂瀬字惣内悪戸60-1	田	田	2,177	所有権	農地法第33条第1項	本 籍: 桂瀬字岩堂上岱82番地
	桂瀬字惣内悪戸60-2	田	田	2,321	所有権	農地法第33条第1項	死亡地: 秋田県北秋田市
	桂瀬字上中島157	田	田	730	所有権	農地法第33条第1項	死亡日: 令和6年10月16日
	桂瀬字上中島158	田	田	2,349	所有権	農地法第33条第1項	
	桂瀬字上中島159	田	田	1,896	所有権	農地法第33条第1項	
	桂瀬字上中島160-1	田	田	2,165	所有権	農地法第33条第1項	
2	道城字鹿島岱77	田	田	815	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 永坂 春夫
							本 籍: 道城字田ノ上135番地
							死亡地: 秋田県北秋田市
							死亡日: 平成23年12月22日
3	五味堀字大岱45-1	畑	畑	525	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 工藤長次郎
	五味堀字小森4	田	田	3,123	所有権	農地法第33条第1項	本 籍: 五味堀字大岱45番地
	五味堀字柏木岱家ノ上84-1	田	田	1,547	所有権	農地法第33条第1項	死亡地: 登録なし
	五味堀字柏木岱家ノ下96	田	田	2,463	所有権	農地法第33条第1項	死亡日: 平成11年1月24日
4	栄字黒滝ノ沢	畑	畑	510	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 加賀 昭蔵
	栄字北陣場岱59	田	田	260	所有権	農地法第33条第1項	本 籍: 阿仁銀山字上新町78番地
	栄字北陣場岱60	田	田	546	所有権	農地法第33条第1項	死亡地: 秋田県北秋田市
	栄字北陣場岱61	田	田	1,391	所有権	農地法第33条第1項	死亡日: 令和6年5月7日
	栄字悪戸23	田	田	2,272	所有権	農地法第33条第1項	
5	根田字豊田26	田	田	5,363	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 櫻田 祐悦
	根田字屋布岱153-4	田	田	155	所有権	農地法第33条第1項	本 籍: 根田字屋布岱80番地
	根田字蔵台11	畑	畑	304	所有権	農地法第33条第1項	死亡地: 埼玉県さいたま市北区
	根田字蔵台23	畑	畑	531	所有権	農地法第33条第1項	死亡日: 令和6年9月30日
6	綴子字前野54	田	田	909	所有権	農地法第33条第1項	(亡) 齊藤 五代吉
							本 籍: 綴子字前野199番地
							死亡地: 秋田県北秋田市
							死亡日: 令和7年5月26日

農地法第32条第1項第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第32条第1項第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第32条第1項第1号、第2号及び同法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項（これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

（記載要領）

- 1 記の1の「農地法第32条又は第33条の該当条項等」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号又は法第33条第1項のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。